

エ 富士山静岡空港（中東遠）地域
 (ア) 道路案内標識適正化研究会における検討

【研究会構成】

NO.	所 属	備 考
1	遠州鉄道株式会社（福田営業所長）	
2	しずてつジャストライン株式会社（浜岡営業所長）	
3	静岡県総務部	
4	静岡県空港部	
5	静岡県産業部	
6	静岡県建設部	
7	袋井土木事務所	
8	菊川市	
9	掛川市	
10	森町	
11	袋井市	
12	磐田市	

【検討経過】

時期	開催内容	検討内容	備 考
6月6日	研究会の事前説明会	公共サインのルールと研究会の目的	
8月8日	第1回研究会	研究会における検討内容	
8月27日	市町ヒアリング	目標地についての要望・意見	
10月11日	市町ヒアリング	著名地点についての要望・意見	
10月17日	第2回研究会	目標地、著名地点の報告・確認	
3月19日	第3回研究会	地域別公共サイン整備行動計画の報告	

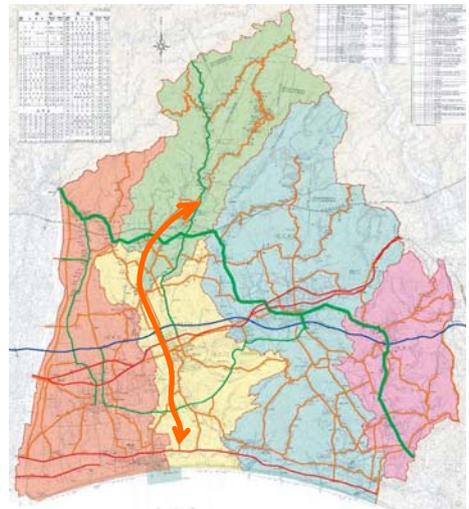
(イ) 地域のテーマ

	(ア) 円滑な移動の確保 (わかりやすさ)	(イ) ユニバーサルデザインへの 対応(国際化)	(ウ) 景観への対応 (景観)
共通項目	<ul style="list-style-type: none"> わかりやすい道路案内標識への改善 観光地エリアへの案内誘導強化 道路分類と目標地の適正化及び市町村合併後の案内地名の修正 基本ルールの徹底のための講習会開催 	<ul style="list-style-type: none"> 道路案内標識への英字サイズの拡大表示 公共サインに表示する英語名称の統一 駅周辺や観光施設などの公共サインの多言語化 観光案内パンフレットの多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿線の景観を乱している看板の撤去・集約 標識板の裏面や標識柱に、景観に配慮した色彩の採用(茶色を標準)
(中東遠)地域 富士山静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> 農道(市道)との道路網連携のための案内強化 浜松市への案内地名の修正 	<ul style="list-style-type: none"> 掛川駅(空港への乗継ぎ)周辺の公共サインの国際化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 神社・仏閣巡りに相応しい景観形成

【わかりやすさ】

■農道(市道)との道路網連携のための案内強化

袋井市の国道 150 号と周智郡森町の県道袋井春野線をつなぐ広域農道(中遠地区)と県道浜北袋井線は、東西交通を支える国道 1 号と東名高速道路(袋井 IC)と交差しており、中遠地区の南北交通を支える主要なルートの一つです。このため、広域農道(中遠地区)と国県道の連携強化と、広域農道(中遠地区)における道路案内のわかりやすさ向上のため、広域農道(中遠地区)の道路分類を補助幹線道路に位置づけます。



■浜松市への案内地名の修正

中東遠地域の北～西側に隣接していた旧春野町、旧天竜市及び旧浜松市が合併して、浜松市になったことから、一つの道路案内標識で複数方向の案内地名に「浜松」と表示されるケースが発生すると考えられます。

中東遠地域と浜松市の間には、川幅 1km 程の 1 級河川天竜川が流れており、当地域から浜松市に向かう経路は、どの橋梁を渡るかで限定されることから、案内地名(浜松)に天竜川を渡河する橋梁名を併記することで、目的地までの経路をわかりやすくします。

【国際化】

■掛川駅（空港への乗り継ぎ）周辺の公共サインの国際化への対応

掛川駅を JR 東海道新幹線等への乗り継ぎ駅とする空港利用者が、円滑に移動できるよう英語とピクトグラムを活用した公共サインの整備に取り組みます。また、空港利用者を駅周辺観光地（掛川城）に誘客するため、歩行者に対する案内標識の国際化にも取り組みます。



【景観】

■神社・仏閣巡りに相応しい景観形成

遠州三山、小国神社など中東遠地域には多くの神社・仏閣があるため、景観に配慮した案内標識を整備します。



(ウ) 経路案内

a 道路分類と目標地の設定

中東遠地域の道路分類と目標地

	分類	対象
道路分類	主要幹線道路	東名高速道路、新東名高速道路、国道1号バイパス、国道1号（バイパスと重複しない区間）、国道150号バイパス、国道150号
	幹線道路	国道1号（BP並行区間）、県道37号[掛川浜岡線]、 県道40号[掛川天竜線]、県道44号[磐田天竜線]、県道58号[袋井春野線]、県道403号[磐田掛川線]、 県道61号[浜北袋井線：磐田天竜線との交差点以西] 東名自動車道－国道1号間のアクセス道路 ・ 県道86号[磐田インター線] ・ 県道61号[浜北袋井線：東名袋井IC～国道1号] ・ 県道38号[掛川大東線：起点～矢崎交差点] 掛川市道[掛川駅前（県道37号交差点部～国道1号交差点部）]、菊川市道[菊川IC南交差点部～県道37号BP交差点部] 広域農道[北小笠地区：掛川IC合流部～県道38号交差点部]
	補助幹線道路	上記以外の国県道、 広域農道 ・ 中遠地区[川井交差点～湊東交差点、県道61号交差点部～県道58号交差点部] ・ 袋井南部地区[県道403号端部～県道41号交差点部] ・ 掛川高瀬地区[県道38号交差点部～掛川花鳥苑付近]
目標地	基準地	名古屋、静岡
	重要地	名古屋、静岡、御前崎、浜松
	主要地	磐田、袋井、掛川、島田
	一般地	菊川、森
	(市域内案内)	磐田市：磐田市街、磐田駅、福田漁港、竜洋海洋公園、浜北大橋、かささぎ大橋、天竜川橋、掛塚橋、遠州大橋 袋井市：袋井市街、袋井駅、浅羽、エコパ 掛川市：掛川市街、掛川駅、大東温泉、横須賀、居尻、倉真 菊川市：菊川市街、菊川駅 森 町：森市街、三倉、太田川ダム（仮称） 【限定一般地】小国神社（県道宮代赤根線）、上垂木（県道原里大池線）、丹野池（県道大東菊川線）

注：青字は隣接他県

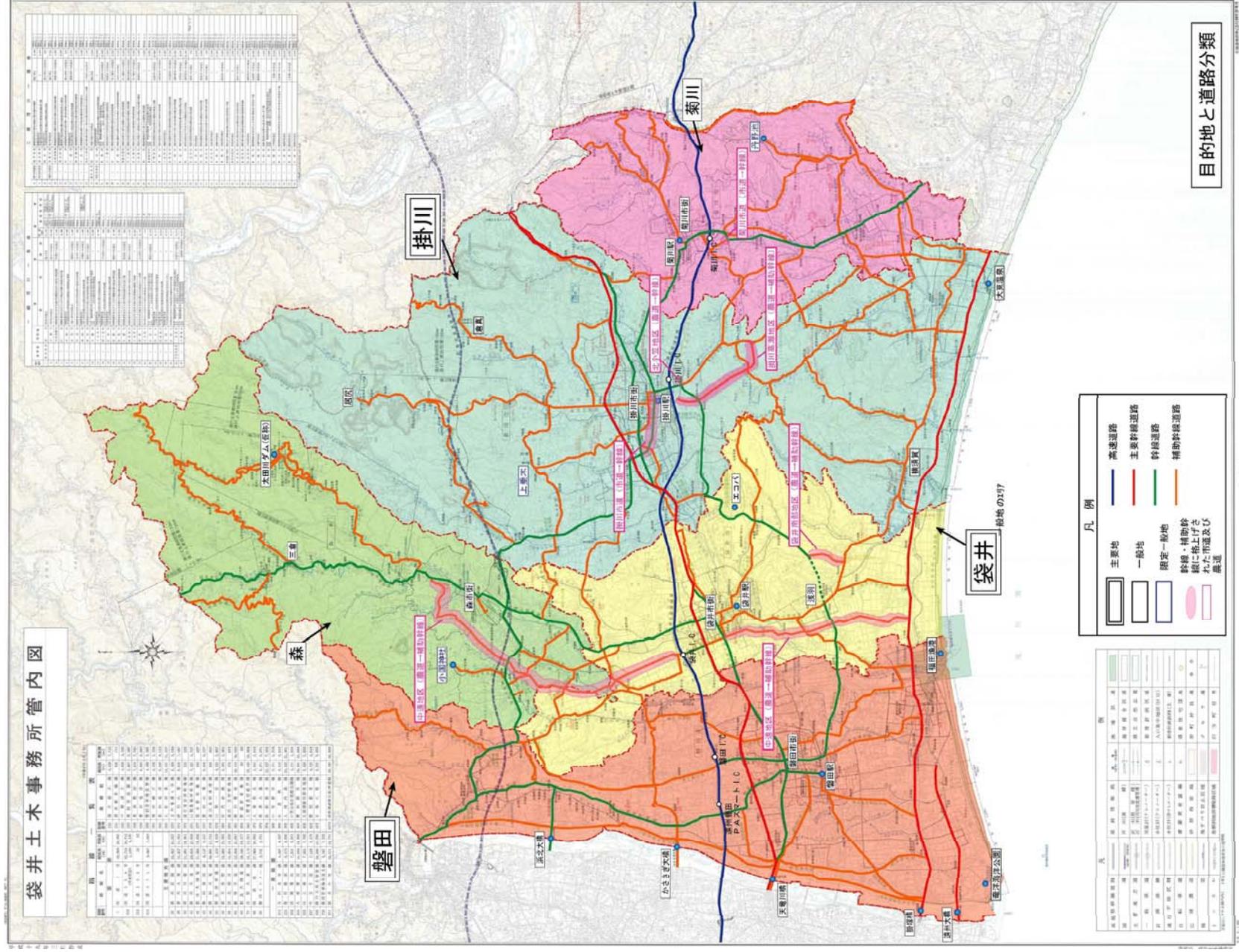
【改善項目】

- ・ 現状の案内地名が市町村合併により字名として残存しない場合の目標地名の見直し
- ・ 一般地である「袋井」を主要地に格上げ
- ・ 方向をあらわす一般地名が不足している箇所の追加

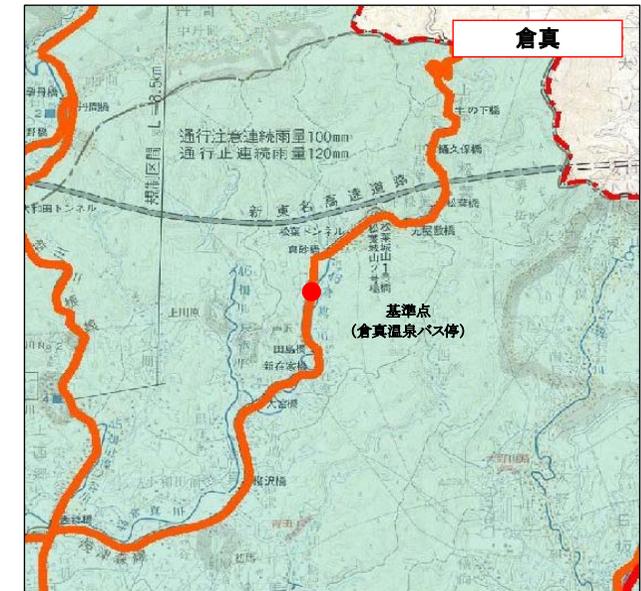
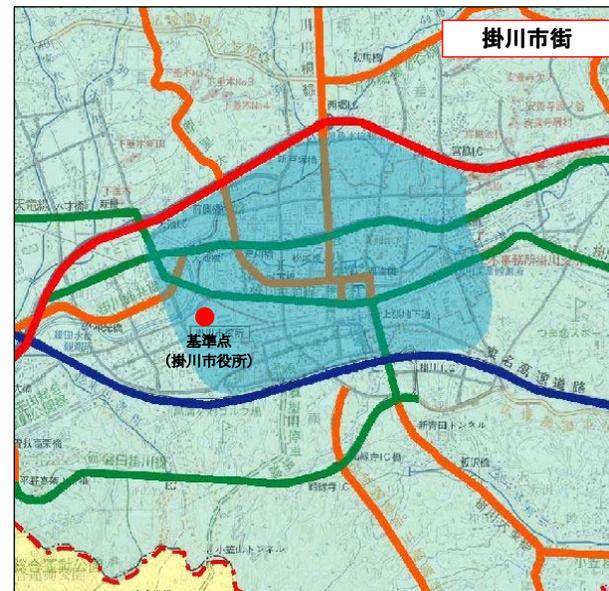
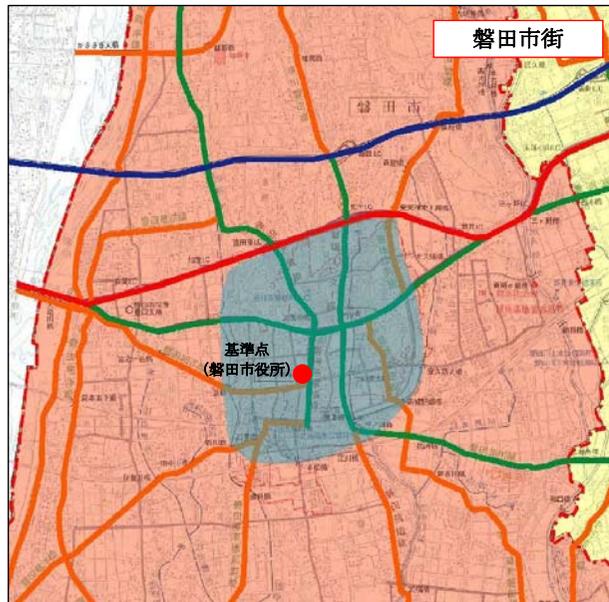
※「限定一般地」とは

行き止まり路線や路線起終点に案内地名がない路線に設定したもので、当該路線上でのみ使用する一般地名をいう。

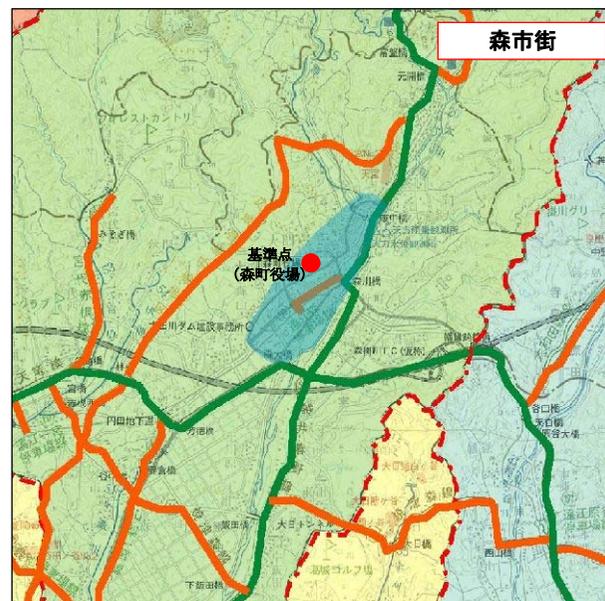
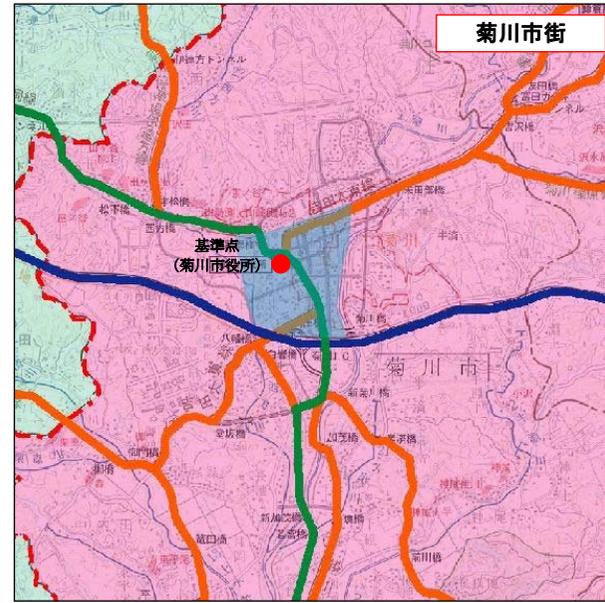
a 道路分類と目標地の選定



■ 市街地のエリアと基準点



● : 距離を表示する場合の基準点



● : 距離を表示する場合の基準点

b 108系標識の現況と整備イメージ

道路案内標識（108系）の改善イメージ		改善案	
		（下り）	（上り）
改善案			
現況			
<p>掛川天竜線（県道40号）</p> <p>浜松市における案内地は現在検討中であるため、本紙では旧地名を利用して（例：天竜）。</p>			
改善案			
現況			

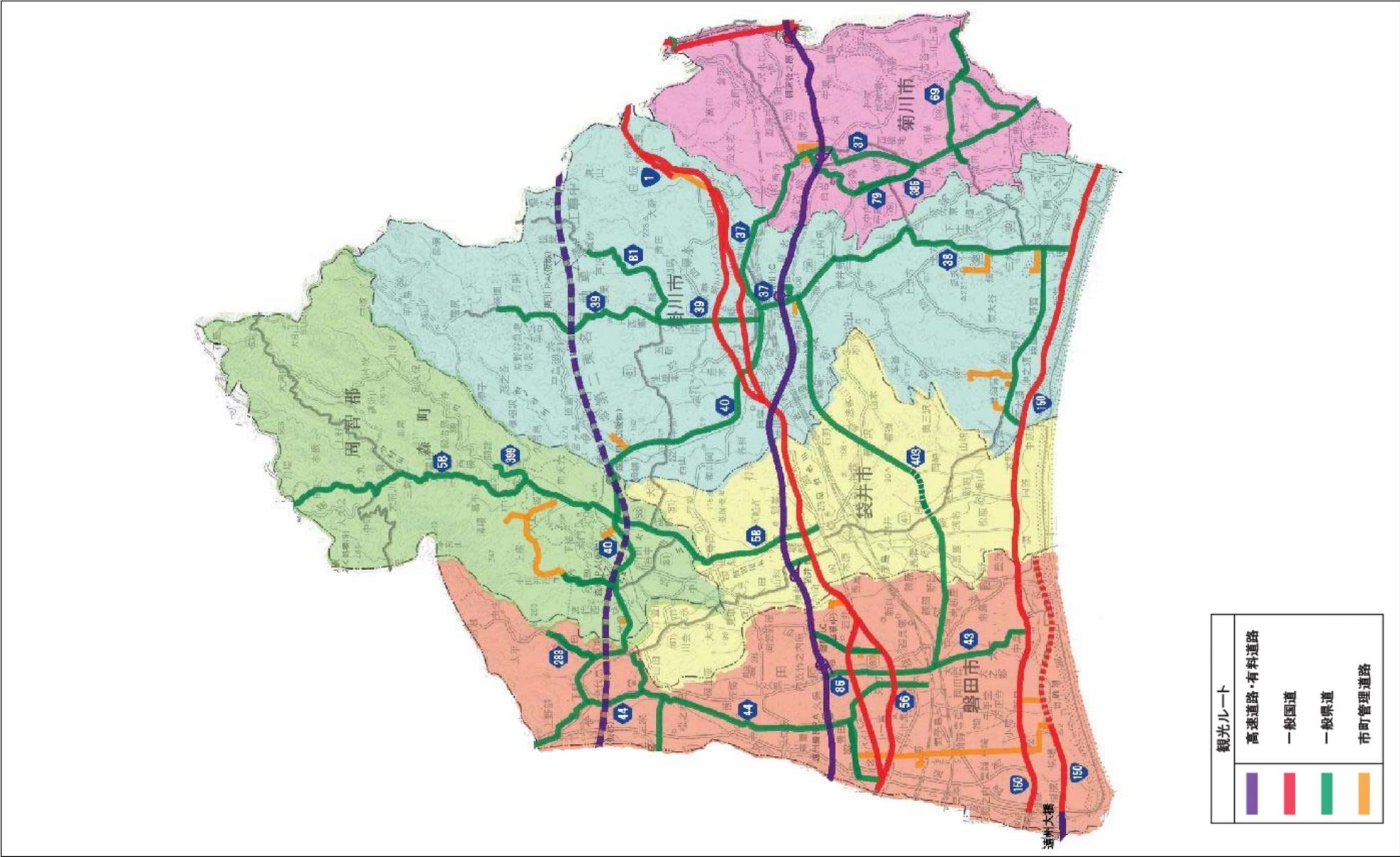
(上り)

道路案内標識(108系)の改善イメージ

(下り)

改善案								
現況								
<p>掛川浜岡線(県道37号) (掛川駅前の市道を一部含む)</p>								
改善案								
現況								

(エ) 著名地点案内
a 主要観光ルート



※観光エリアの設定なし

b 著名地点の設定

著名地点の設定

1. 磐田市の著名な施設分類

(i) 磐田地区(豊岡)

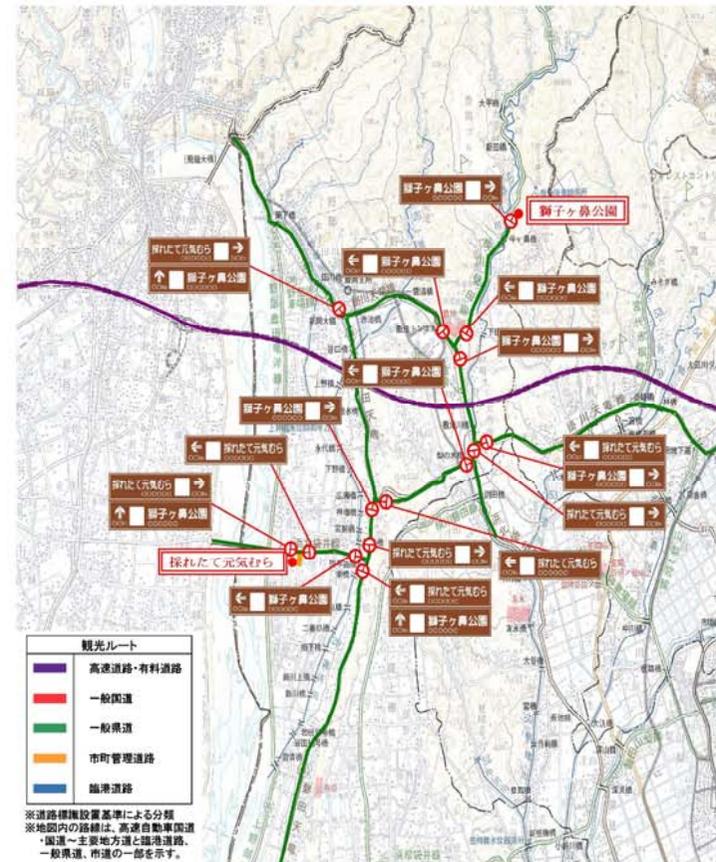
標識種別	【AA】 経路標識案内：119 系	【A】 著名地点案内標識：114 系	【B】 著名地点案内標識：114 系	【C】 集合型著名地点標識	【D】 著名地点標識	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	周辺地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	周辺市街市内を案内の対象とする施設等を案内	エリア内の主要な観光地(3箇所まで)を案内	主要な観光地を案内	施設の利用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点標識での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路占用者
交通施設		豊岡駅、敷地駅、上野原駅				
文化施設			豊岡図書館			豊岡梅園(民間)、豊岡農業公園(豊岡総合センター内)、豊岡農村民俗資料館(豊岡総合センター内)、磐田市豊岡緑土館(豊岡総合センター内)
名所・旧跡				(エリア内なし) 獅子ヶ鼻公園(豊)		
観光地				(エリア内なし) 採れたて元気むら(豊)		花咲乃庄(民間)
公共(的)施設	県北大橋		磐田市豊岡支所、豊岡総合センター、豊岡地域福祉センター、新平山工業団地			
体育施設			豊岡天電川グラウンド			豊岡国際カントリークラブ

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点標識等は、観光地長距離所まで表示することができる。
 ※上表において道路管理者が設置主体となっている【C】集合型著名地点標識については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点標識を設置することができる。
 ※【D】著名地点標識は、観光施設等の管理者が道路等利用し得ることと原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点標識を設置することができる。
 ・上表において【D】著名地点標識の設置主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点標識等案内している観光施設

磐田地区(豊岡)の位置



配置計画図



※道路標識設置基準による分類
 ※地図内の路線は、高速自動車国道・国道～主要地方道と臨港道路、一般県道、市道の一部を示す。

著名地点の設定

1. 磐田市の著名な施設分類

(ii) 磐田地区（豊田）

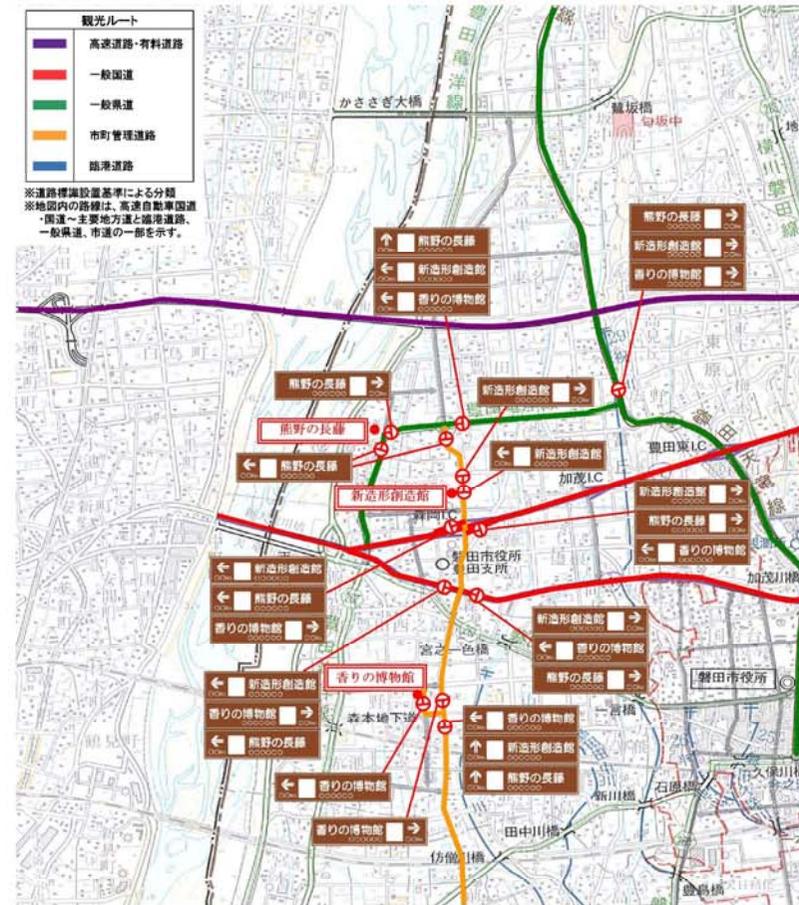
標準種別	【AA】 経路標識案内：114系 地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	【A】 著名地点案内標識：114系 概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	【B】 著名地点案内標識：114系 概ね自治市内を案内の対象とする施設等を案内	【C】 集合型著名地点標識 エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	【D】 著名地点標識 主要な観光地を案内	その他 施設の利用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点標識での案内対象となる施設等
設置者	自治体 自治体	自治体 自治体	自治体 自治体	自治体 自治体	自治体 自治体	自治体 自治体
交通施設	東名、国道1号	豊田駅				
文化施設			アムユース豊田（豊田図書館）、豊田ラプソディー公園			熊野弘経美術館
名所・旧跡						加茂神社、一貫坂の戦跡
観光地	天竜川橋	磐田芸術館、所沢公園緑地公園	豊田市豊田支所、豊田駅前北駐車場、豊田駅前南駐車場			
公共（約）施設						
体育施設			豊田天竜川グラウンド			

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点標識では、観光地名+箇所まで表示することができる。
 ※上面において道路管理者が設置主体となっている【C】集合型著名地点標識については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点標識を設置することができる。
 ※【D】著名地点標識は、観光施設等の管理者が道路利用に誘致することを前提とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路に【D】著名地点標識を設置することができる。
 ・上面において【D】著名地点標識の設置主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点標識で案内している観光施設

磐田地区（豊田）の位



配置計画図



著名地点の設定

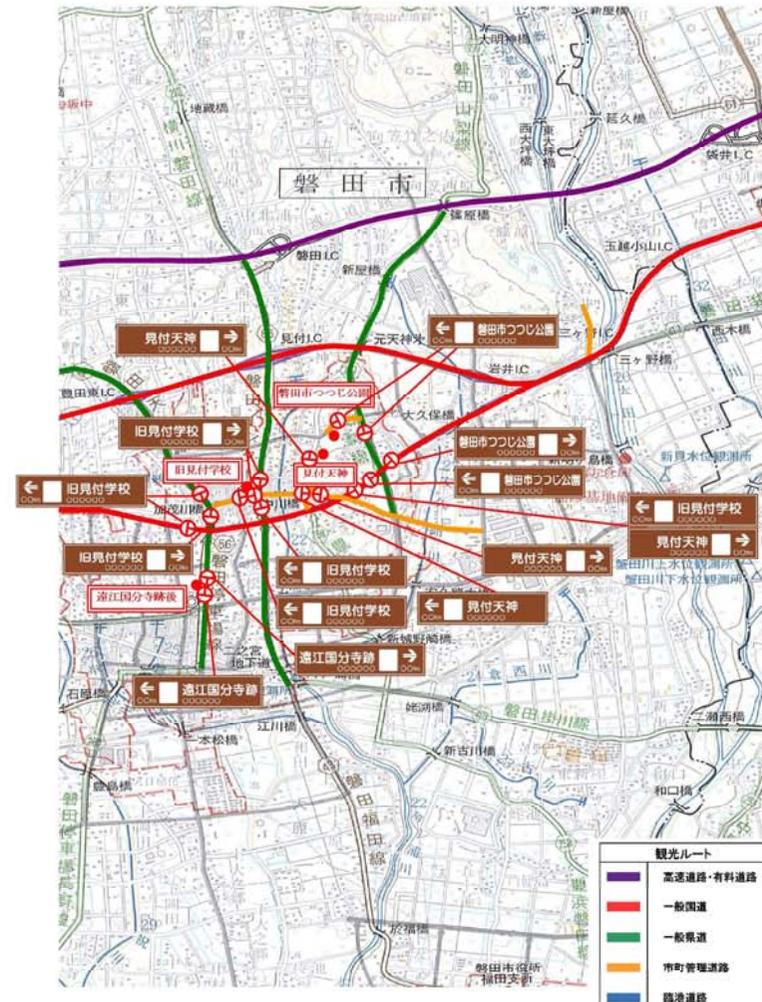
1. 磐田市の著名な施設分類

(iii) 磐田地区（見付・中泉）

種別	[AA] 経路構造案内：100系	[A] 著名地点案内：114系	[B] 著名地点案内：114系	[C] 集合型著名地点誘導	[D] 著名地点誘導	その他
種別	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	概ね当該市町内を案内の対象とする施設等を案内	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	主要な観光地を案内	施設の利用促進等の有用な条件が満たされた場合、著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	磐田市街、磐田駅、東名、国道1号					
文化施設		静岡産業大学	磐田市民文化会館、磐田市立中央図書館、寛久緑公園、東久保運動公園	(エリア名なし) 旧見付小学校(橋)		
名所・旧跡				(エリア名なし) 磐田つつじ公園(橋)	清江園分寺跡(橋)、見付天神(橋)	新八幡宮、五郎寺、旧赤松家記念館
観光地	かささぎ大橋					
公共(的)施設		静岡県中遠総合庁舎、磐田地方合同庁舎、磐田税務署、静岡県企業局中遠事務所	磐田市役所、磐田市立総合病院、磐田運動場、リバーサイド磐田市駐車場、磐田農工会議所、磐田市クリーンセンター、(仮称)総合福祉会館			
体育施設		太平洋岸自転車道	スポーツ交流の拠り所あり、ヤマハスタジアム、城山球場、磐田市長プール、磐田温水プール、磐田市陸上競技場、総合体育館、磐田天竜川グラウンド			

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができます。
 ※上表において道路管理者が管理主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を設置することができます。
 ※【D】著名地点誘導は、観光地等の管理者が設置申し込みに基づいて設置することになります。ただし、下記の観光地等に、道路管理者が、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を設置することができます。
 ・上表において【D】著名地点誘導の設置主体が道路管理者となっている観光地
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導設置区域内の観光施設

配置計画図



観光ルート

- 高速道路・有料道路
- 一般国道
- 一般県道
- 市町管理道路
- 臨港道路

※道路標識設置基準による分類
 ※地図内の路線は、高速自動車国道・国道・主要地方道と臨港道路、一般県道、市道の一部を示す。

磐田地区（見付・中泉）の位置



著名地点の設定

1. 磐田市の著名な施設分類

(iv) 磐田地区（東部）

標識種別	【AA】経路標識案内：114系 地域を代表する著名な施設等 を一般地として案内	【A】著名地点案内標識：114系 概ね地方生活圏以上を案内対象 とする施設等を案内	【B】著名地点案内標識：114系 概ね自治市町内を案内の対象と する施設等を案内	【C】集合型著名地点誘導 エリア内の主要な観光地（3箇所 まで）を案内	【D】著名地点誘導 主要な観光地を案内	その他 施設の利用駐車場の有無など の案内が満たされれば 【D】著名地点誘導での案内 対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または 道路占有者	道路管理者または 道路占有者	道路占有者
交通施設	黒名、国道1号					
文化施設			鬼山公園			
名所・旧跡						
観光地					橋ヶ谷沼（国・市）	
公共（的）施設			中遠広域複大ごみ処理施設			
体育施設						

※エリア名を表申しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。
 ※上述において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を設けることができる。
 ※【D】著名地点誘導は、観光地誘導の管理者が道路専用し設置することを準則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
 上記において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

磐田地区（東部）の位置



配置計画図



著名地点の設定

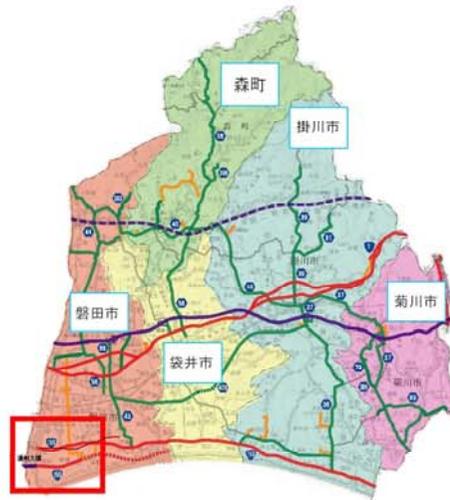
1. 磐田市の著名な施設分類

(v) 磐田地区（竜洋）

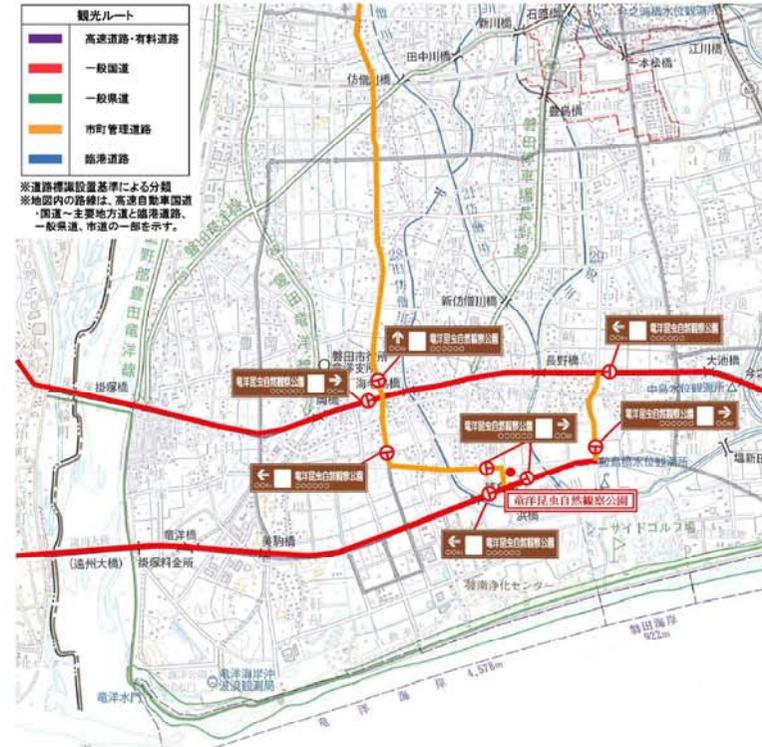
標準種別	【AA】 幹線道路案内：114系 地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	【A】 著名地点案内標識：114系 概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	【B】 著名地点案内標識：114系 概ね当該市内を案内の対象とする施設等を案内	【C】 集合型著名地点標識 エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	【D】 著名地点誘導 主要な観光地を案内	その他 施設の利用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	国道151号					
文化施設			竜洋図書館・公民館（女ごの木会館）			
名所・旧跡						
観光地	竜洋海洋公園			（エリア外なし） 竜洋歴史自然観察公園（橋）		しおさい竜洋、開港記念
公共（的）施設	掛塚橋、遠州大橋	瀬南浄化センター	磐田市電停支所			竜洋南工芸団地
体育施設		太平洋岸自転車道	竜洋スポーツ公園、竜洋天竜川西瀬川公園グラウンド			

※エリア名を明示しない【C】集合型著名地点標識では、観光地が3箇所まで表示することができ、
※上表において道路管理者が設置主体となっている【C】集合型著名地点標識については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点標識を設置することができる。
※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路案内標識を設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を設置することができる。
・上表において【D】著名地点誘導の設置主体が道路管理者となっている観光施設
・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点標識で案内している観光施設

磐田地区（竜洋）



配置計画図



著名地点の設定

(a) 磐田市の著名な施設分類

(vi) 磐田地区（福田）

標識種別	【AA】 経路標識案内：103系 地域を代表する著名な施設等 を一敷地として案内	【A】 著名地点案内標識：114系 概ね地方生活圏以上を案内対象 とする施設等を案内	【B】 著名地点案内標識：114系 概ね自治体界内を案内の対象と する施設等を案内	【C】 集合型著名地点誘導 エリア内の主要な観光地（3箇所 まで）を案内	【D】 著名地点誘導 主要な観光地を案内	その他 施設の使用駐車場の有無な どの条件が満たされれば 【D】著名地点誘導での案 内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または 道路占有者	道路管理者または 道路占有者	道路占有者
交通施設	磐田港道、国道153号		磐田図書館・公民館、磐田公園			ほまほう公園
文化施設						
名所・旧跡						
観光地						
公共（的）施設			磐田市福田支所、磐田健康福祉会 館（リフレジ）、 磐田市監査			大田川橋などの橋梁
体育施設		太平洋自動車道	福田屋内スポーツセンター			

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができます。
 ※上記において道路管理者が設置主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路に【C】集合型著名地点誘導を設置することができます。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が誘導標識を設置することと原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路に【D】著名地点誘導を設置することができる。
 ・上記において【D】著名地点誘導の設置主体が道路管理者となっている観光施設
 ・誘導標識が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

磐田地区（福田）の位置



著名地点の設定

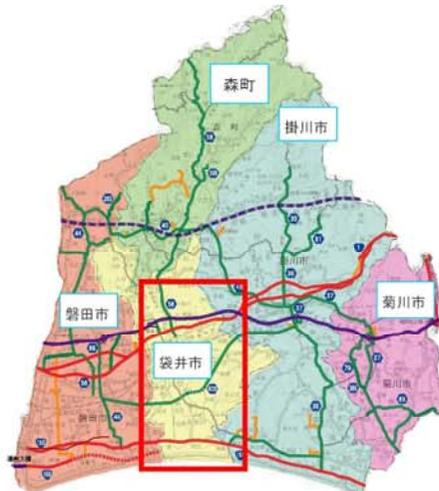
2. 袋井市の著名な施設分類

(i) 袋井地区

標識種別	【AA】幹線標識案内：118系 地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	【A】著名地点案内標識：114系 概ね地方生活圏以上市案内対象とする施設等を案内	【B】著名地点案内標識：114系 概ね市街部市街市案内の対象とする施設等を案内	【C】集合型著名地点誘導 エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	【D】著名地点誘導 主要な観光地を案内	その他
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者	道路占有者
交通施設	袋井市街、袋井駅、東名、国道1号	豊野駅	袋井駅前駐車場、豊野駅前駐車場			
文化施設			浅羽図書館、袋井図書館、浅羽郷土資料館、月見の里学遊館、浅羽会館、中央公民館、豊野公園豊野谷スポーツ公園			茶ピア（民間）
名所・旧跡			可憐洞、油山寺、法多山			
観光地						
公共（的）施設		豊島十太墓所跡、法興跡	袋井市役所、袋井市保健所、袋井消防署、袋井市助産センター、袋井市民病院、袋井保健センター、浅羽保健センター、南部健康プラザ、東海アシス看護専門学校、クリーンセンター、中遠警察、自衛隊、袋井農工会議所、浅羽町農工会、袋井市勤労者福祉センター			
体育施設	エコパ	太平洋岸自転車道	袋井体育センター、浅羽体育センター、袋井市民体育館、浅羽球場、袋井日とG海洋センター、浅羽日とG海洋センター			

※エリア名を明示しない【C】集合型著名地点誘導は、観光地が3箇所まで表示することができる。
 ※上表において道路管理者が設置主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。
 ・上表において【D】著名地点誘導の設置主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

袋井地区の位置



著名地点の設定

3. 掛川市の著名な施設分類

(i) 掛川地区（北部）

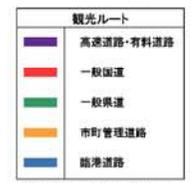
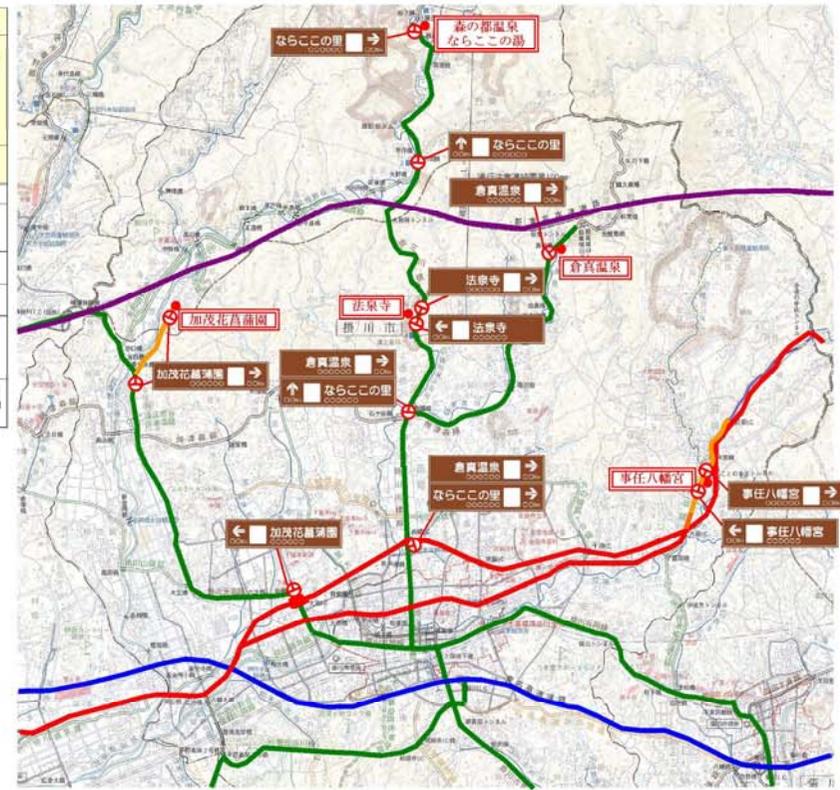
施設種別	【A】 緑道標識案内：103 系 地域を代表する著名な施設等 を一般地として案内	【A】 著名地点案内標識：114 系 概ね地方生活圏以上を案内対象 とする施設等を案内	【B】 著名地点案内標識：114 系 概ね掛川市内を案内の対象と する施設等を案内	【C】 集合型著名地点標識 エリア内の主要な観光地（3層 所まで）を案内	【D】 著名地点標識 主要な観光地を案内	その他
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または 道路占有者	道路管理者または 道路占有者	施設の利用者等の有無などの 条件が満たされれば【D】著名 地点標識での案内対象となる施設 等
交通施設	国道1号	厚谷駅、保木駅				
文化施設						わ心の木美術館、わ心の木村
名所・旧跡			エコポリス		事任八幡宮（標）、法泉寺（標）	大塚古墳、日輪塚、大塚山
観光地				(エリア名なし) 加茂花菖蒲園、倉真温泉		栗ヶ岳、法泉寺温泉
公共（的）施設		道の駅 掛川 快速電停、 静岡県総合教育センターあすな る	倉真地域生涯学習センター			
体育施設			総合体育館さんりーな、 いこいの広場、安養寺運動公園	(エリア名なし) ならこの里（標）		栗ヶ岳の777、掛川777、掛川 777、静岡競馬場777、倉真 777

※エリア名を省略しない【C】集合型著名地点標識では、観光ルートに沿って設置することがある。
 ※上表において道路管理者が設置主体となっている【C】集合型著名地点標識については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点標識を設置することができる。
 ※【D】著名地点標識は、観光施設等の案内の目的が道路利用に限定することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点標識を設置することができる。
 ・上表において【D】著名地点標識の設置主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点標識で案内している観光施設

掛川地区（北部）の位置



配置計画図



※道路標識設置基準による分類
 ※地図内の路線は、高速自動車国道・
 国道～主要地方道と臨海道路、
 一般国道、市道の一部を示す。

著名地点の設定

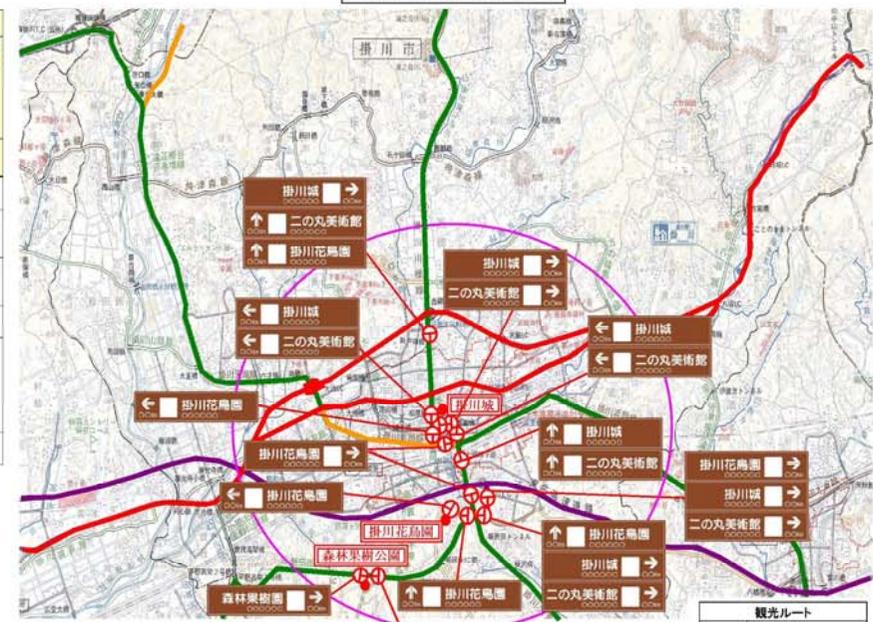
3. 掛川市の著名な施設分類

(ii) 掛川地区（中心部）

種別	【AA】 幹線道路案内：108系	【A】 著名地点案内標識：114系	【B】 著名地点案内標識：114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
種別	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	概ね当該市内を案内の対象とする施設等を案内	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	主要な観光地を案内	施設の使用駐車場の有無などの条件が満たされた後【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	掛川市街、掛川駅、東名、国道1号					
文化施設			環境資源センター、小牧の中山公園、中央図書館、生涯学習センター	(エリア内なし) 二の丸美術館 (南)	森林楽樹公園 (南)	養生堂704、ふじ美術館、美徳ホール、大日本報社、竹の丸
名所・旧跡			77世紀の丘公園、富士見台公園	(エリア内なし) 掛川城 (南)		正成寺、平将門十九首塚、龍馬神社、7451-12の墓、龍華院大蔵堂遺構
観光地				(エリア内なし) 掛川花鳥園 (南)		竹ノ子分庁・JAFM、つる恋
公共(的)施設		掛川警察署、袋井土木事務所掛川支所、西部健康福祉センター、社会福祉事務所、掛川税務署、掛川裁判所(郡島、地方、家庭)、法務局、ハローワーク掛川	掛川市役所、掛川市立総合病院、掛川商工会議所、大平門、P市営大手門、体育保健センター、結核文化高こうようの荘、たまりーな、掛川市社会福祉協議会、掛川市消防本部、掛川市中央署・西分署			
体育施設						観音ヶ池75橋

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、標識設置箇所まで表示することができる。
 ※上記において道路管理者が管理主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導が設置することができる。
 ※【D】著名地点誘導は、観光地等の管理者が道路管理者に設置することを希望とする。ただし、下記の観光地以外に、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を設置することができる。
 ・上記において【D】著名地点誘導の設置場所が道路管理者となっている観光地
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

配置計画図



掛川地区(中心部)の位置



<拡大図>



※道路標識設置基準による分類
 ※地図内の路線は、高速自動車国道・国道～主要地方道と臨港道路、一般県道、市道の一部を示す。

著名地点の設定

4. 菊川市の著名な施設分類

(i) 菊川地区

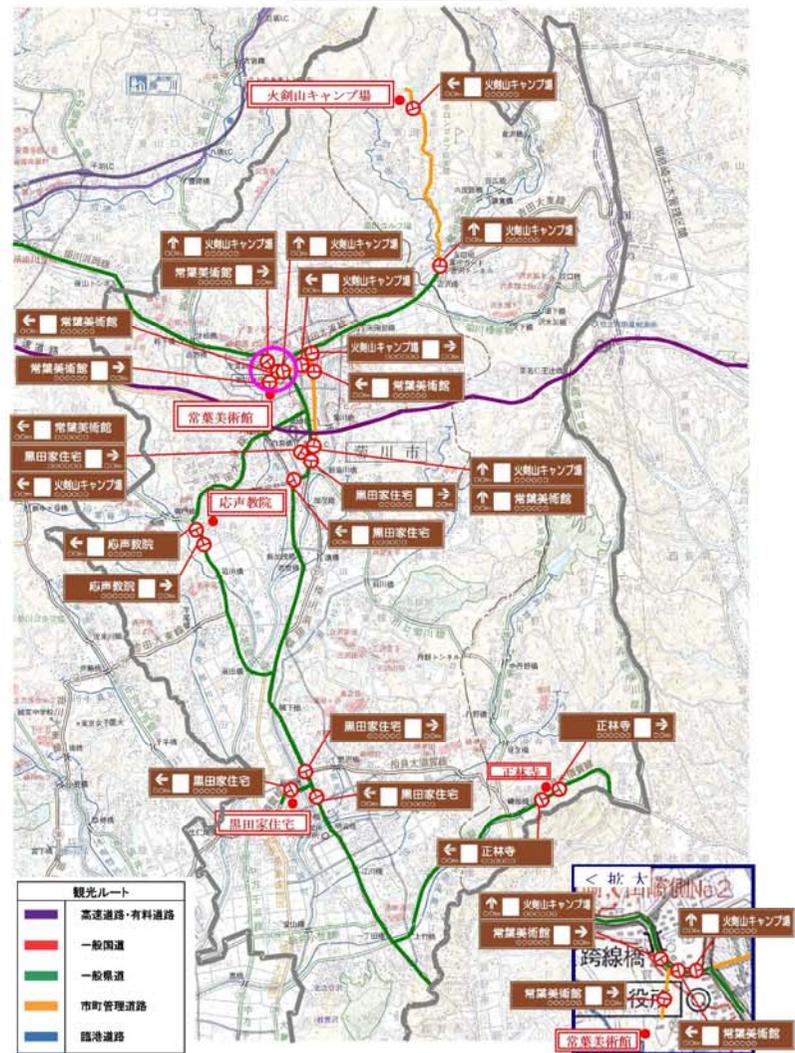
施設種別	【AA】経路管理案内：110系 地域を代表する著名な施設等 を一般地として案内	【A】著名地点案内標識：114系 概北地方道・庄原以上を案内対象と する施設等を案内	【B】著名地点案内標識：114系 概北自治市町内を案内対象とする 施設等を案内	【C】集合型著名地点誘導 エリア内の主要な観光地（3箇 所まで）を案内	【D】著名地点誘導 主要な観光地を案内	その他 施設の利用促進の有利などの 条件が満たされれば【D】著名地 点誘導での案内対象となる施設 等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または 道路占有者	道路管理者または 道路占有者	道路占有者
交通施設	菊川市街、菊川駅、 東名					
文化施設			文化会館アエル、 おがきセントラルパーク	(エリア名なし) 黒田家住宅(郷)、常葉美術館		歴史街道館、蓮池公園
名所・旧跡					正林寺(郷)、応声院(郷)	緑地城跡
観光地				(エリア名なし) 火剣山TOP(郷)		丹野寺公園、七曲市、 第一山、ぼたるの道
公共(的)施設		菊川警察署 国土交通省平田出張所	菊川市役所、 菊川市の支支所、 保健福祉センター、 菊川市立総合病院			菊川西方工業団地、 菊川中央工業団地、 菊川工業団地、 黒田工業団地、 黒田工業団地
体育施設			菊川運動公園、総合体育館			菊川坊9-7-7、46丁1号駅、 市営健康センター小敷丘、蓮花運 動公園、 知照公園

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導は、観光地を4箇所まで表示することができる。
 ※上表において道路管理者が設置主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路に【C】集合型著名地点誘導を設置することができる。
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路管理者に設置することを要する。ただし、下記の状況発現に限り、道路管理者は、自らが管理する道路上に【D】著名地点誘導を設置することができる。
 ・上表において【D】著名地点誘導の設置主体が道路管理者となっている観光施設
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

菊川地区の位置



配置計画図



※道路標識設置基準による分類
 ※地域内の路線は、高速自動車国道
 ・国道→主要地方道と臨海道路、
 一般国道、市道の一部を示す。

